Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

平成 27 年 10 月 19 日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

手話専用ビデオ通話の利用を開始します！

聴覚に障害がある方が、市の窓口を訪れなくても、自宅や外出先から手話で手続きなどに関する会話ができる、手話専用ビデオ通話の利用を、平成２７年１１月２日（月）から開始します。お持ちのスマートフォンやタブレット端末、ウェブカメラ付きのパソコンなどと、福祉課タブレット端末をインターネット（Face Time 又は Skype）でつなぎ、福祉課にいる設置手話通訳者と画面上で会話をすることができます。手話専用ビデオ通話の利用方法については、下記のとおりです。

記

１　利用できる方　市内在住で聴覚に障害のある方（身体障害者手帳所持者）のうち、手話で会話を必要とする方

２　利 用 時 間　開庁日の午前９時から午後４時まで

３　対応できる内容　市が行っている業務や制度についての各種問合せや各種相談

４　利用開始の手続き　福祉課へ申請書を提出し、ビデオ通話で使用するスマートフォン等の登録手続きをします。

ビデオ通話の様子

【お問合せ先】
豊川市役所 健康福祉部 福祉課 障害者支援係　田邉・北村・山田
TEL:0533-89-2131　Ｅメール：fukushi@city.toyokawa.lg.jp

TOYOKAWA